

上郡ピュアランド山の里あり方検討委員会設置要綱

令和5年5月11日

告示第49号

(設置)

第1条 上郡ピュアランド山の里の今後のあり方について検討するため、上郡ピュアランド山の里あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、上郡ピュアランド山の里の周辺整備を含めた今後のあり方に関することを検討し、意見を取りまとめるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、別表に掲げる関係機関等から選任された者とし、町長が委嘱する。

3 委員の解嘱等により委員会の運営に支障が生じたときは、町長は新たな委員を委嘱することができるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱された日から1年以内とする。ただし、役職の変更等に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、本要綱施行後の最初の会議の招集は、町長が行うものとする。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の決議に代えることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、

会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(報償)

第8条 委員に対しては、日額7,800円の報償費を支給するものとする。ただし、委員が報償費の受取りを辞退する場合は、この限りでない。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、地域振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年5月11日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する意見の取りまとめの完了をもって、その効力を失う。

別表(第3条関係)

関係機関等
学識経験者
上郡町連合自治会
上郡町観光協会
その他町長が必要と認める者